

日本接着剤工業会会則

(10.5.12)

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は日本接着剤工業会(Japan Adhesive Industry Association)と称する。
- 第 2 条 本会は接着剤業界の健全な発展，向上に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため，次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦に関する事業
 - (2) 企業活動の支援に関する事業
 - (3) 調査及び情報の提供に関する事業
 - (4) 需要者に対する接着剤の啓蒙・普及に関する事業
 - (5) 技術の開発研究に関する事業
 - (6) 環境・製品安全に関する事業
 - (7) その他目的達成のために必要な事業
- 第 4 条 本会の本部事務所は東京都におく。
- 第 5 条 本会は理事会の承認を経て必要に応じて支部をおくことができる。
- 第 6 条 本会は理事会の承認を経て必要に応じて委員会，部会，協議会をおくことができる。委員会，部会，協議会に関する細目は別に定める。

第 2 章 組 織

- 第 7 条 会員は接着剤の製造を営むもの及びこれに準ずるものを正会員とし，原材料，機械等の供給業者及び本会の事業を賛助するものを賛助会員とする。
- 第 8 条 本会に入会しようとするものは入会申込書を提出し，理事会の承認を経なければならない。
- 第 9 条 会員は総会で決定した会費を納めなければならない。
前条の承認を経たものは所定の会費を納入しなければならない。
- 第 10 条 会員は退会する場合には，書面をもってその旨を届けなければならない。
ただし未納会費は納入し，既納会費は返戻しない。
- 第 11 条 会員で本会の目的に反する行為があったときは，理事会の議決を経て除名することができる。
1 力年以上会費を滞納したものは理事会の議決を経て除名することができる。

第 3 章 役 員

第 1 2 条 本会に次の役員をおく。

理 事 2 5 名 以内

監 事 2 名

理事の互選によって会長 1 名を選出する。会長は理事会の承認を経て副会長 5 名以内，専務理事 1 名を選任することができる。

第 1 3 条 理事及び監事は正会員の中から総会で選出する。理事及び監事の資格に関する細目は理事会で定める。

前項の規定にかかわらず専務理事には学識経験者を選出することができる。

第 1 4 条 会長は本会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代行する。

専務理事は会長，副会長を補佐して会務を処理し，会長及び副会長に事故があるときは，その職務を代行する。

理事は会務を審議する。

第 1 5 条 監事は会務を監査する。

第 1 6 条 役員任期は 2 年とし，再任を妨げない。補欠又は増員による役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。役員は任期満了後も後任者が就任するまでその任に当る。

第 1 7 条 会長は理事会の推薦によって顧問及び相談役を委嘱することができる。顧問及び相談役に関する細目は理事会で定める。

第 4 章 会 議

第 1 8 条 通常総会は毎年 1 回開く。

第 1 9 条 臨時総会は理事会の議決又は正会員の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して要求のあつたときに開く。

第 2 0 条 総会を招集するには 1 0 日前までに会議の議題を示し正会員に通知する。ただし，出席会員の 4 分の 3 以上の同意があるときは，あらかじめ通知しなかった事項についても決議することができる。

第 2 1 条 総会で決議する事項は，この規則に定めるものの他，次の事項とする。

事業報告並びに収支決算に関する事項

事業計画並びに収支予算に関する事項

会費に関する事項

会則の改正

その他理事会が必要と認めた事項

- 第 2 2 条 総会は正会員の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。総会の議事は出席正会員の過半数で議決し、可否同数のときは議長が決定する。
- 第 2 3 条 理事会は必要に応じて会長が招集する。理事会を招集するには 1 週間前までに会議の議題を示し理事に通知する。
- 第 2 4 条 理事会は理事の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。理事会の議事は出席理事の過半数で議決し、可否同数のときは議長が決定する。
- 第 2 5 条 理事会の議長は会長がこれに当る。
- 第 2 6 条 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第 5 章 資 産 及 び 経 費

- 第 2 7 条 本会の資産は会費、寄付金その他の収入からなる。
- 第 2 8 条 本会の経費は前条の資産をもって支弁する。
- 第 2 9 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 章 付 則

- 第 3 0 条 本会則の施行に必要な細則は理事会で定める。